

子ども教育常任委員会要点記録

日 時： 令和5年6月26日（月）

午前10時01分～午後0時08分

場 所： 第2委員会室

| | | | | |
|--------------|-----|--------|------|--------|
| 出席委員 (6人) | 委員長 | 本間としえ | 副委員長 | 岩崎みなこ |
| | 委員 | 中島律子 | 委員 | 大くま真一 |
| | 委員 | あらたに隆見 | 委員 | 松田だいすけ |
| | 議長 | 三階道雄 | | |

| | | | | |
|----------|--------------|-------|--------------|------|
| 出席説明員 | くらしと文化部長 | 古谷真美 | スポーツ振興課長 | 私市敬 |
| | 子ども青少年部長 | 鈴木恭智 | 子育て支援課長 | 廣瀬友美 |
| | 子ども家庭支援センター長 | 田島佐知子 | 児童青少年課長 | 石山正弘 |
| | 教育部長 | 小野澤史 | 教育部参事 | 山本勝敏 |
| | | | 教育指導課長事務取扱 | |
| | 教育振興課長 | 城所学 | 社会教育・文化財担当課長 | 齊藤義照 |
| 教育協働担当課長 | 野原敏正 | | | |

案 件

| 件 名 | 審 査 結 果 |
|--|---------|
| 1 第59号議案 多摩市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 可決すべきもの |
| 2 第60号議案 多摩市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 可決すべきもの |
| 3 第61議案 社会福祉法人の保育所に対する補助金の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 可決すべきもの |
| 4 第62号議案 多摩市保育の実施に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 可決すべきもの |
| 5 特定事件継続調査の申し出について | 了承 |

協 議 会

| 件 名 | 担 当 課 名 |
|---|-------------|
| 1 「THE ROAD RACE TOKYO」について | スポーツ振興課 |
| 2 認可保育所等の令和5年4月入所の待機児童状況について | 子育て支援課 |
| 3 緊急一時預かり事業等における多子世帯負担軽減について | 子育て支援課 |
| 4 私立幼稚園等園児保護者補助金の取り扱い変更について (満3歳児の預かり保育に対する補助) | 子育て支援課 |
| 5 018サポートについて | 子育て支援課 |
| 6 ヤングケアラー講演会の動画配信について | 子ども家庭支援センター |
| 7 令和4年度 多摩市子ども家庭支援センターの相談状況について | 子ども家庭支援センター |
| 8 学童クラブの令和5年4月入所の待機児童状況について | 児童青少年課 |
| 9 令和4年度放課後子ども教室事業の実績について | 児童青少年課 |
| 追加1 児童館50周年事業について | 児童青少年課 |
| 追加2 20歳の祝賀祭について | 児童青少年課 |
| 10 多摩第三小学校建替事業の進捗状況について | 教育振興課 |
| 11 多摩中央公園改修整備の見直しにおける教育施設への影響について | 社会教育・文化財担当 |

| | | |
|----|---------------------------|-------|
| 12 | 令和6年度使用多摩市立小学校教科用図書採択について | 教育指導課 |
| 13 | 不登校対策の新たな取り組みについて | 教育指導課 |
| 14 | 常任委員会の2年間のテーマについて | — |
| 15 | 行政視察について | — |

午前10時01分 開会

本間委員長 ただいまの出席委員は6名である。定足数に達しているので、これより子ども教育常任委員会を開会する。

本日配付された委員会及び協議会の資料は、行政資料室に所蔵している。

それでは、これより審査に入る。本日の審査は、お手元に配付した審査案件の順序に沿って進めさせていただく。

日程第1、第59号議案 多摩市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

鈴木子ども青少年部長 第59号議案だが、本件については、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行による改正、及び、関係省庁からこども家庭庁へ所管事務が移管されたことに伴う所要の改正を、第59号議案から第62号議案まで4件あるが、いずれも同様の改正である。

詳細については、担当課長から説明をさせる。

廣瀬子育て支援課長 まず、第59号議案だが、本条例に引用している子ども・子育て支援法、こちらの第19条第1項が第19条と改められたことに伴い、本条例についても引用条項を整理するものが1つ。それから、あと2点、引用元の学校教育法第25条に第2項、第3項が追加されたので、それに伴い、第25条を第25条第1項と改めるもの。それから、3点目として、こども家庭庁に所掌事務が移管されたことに伴い、厚生労働大臣を内閣総理大臣というふうに改めるもの。この3点が、第59号議案から第62号議案まで同様の改正点である。

本間委員長 これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

本間委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

本間委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより第59号議案 多摩市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。

本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(挙手全員)

本間委員長 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。

次に、日程第2、第60号議案 多摩市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

鈴木子ども青少年部長 第60号議案については、先ほどの第59号議案と改正の趣旨は同様だが、第25条中、厚生労働大臣の表記を内閣総理大臣に改めるものである。

本間委員長 これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

本間委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

本間委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより第60号議案 多摩市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。

本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(挙手全員)

本間委員長 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。

日程第3、第61号議案 社会福祉法人の保育所に対する補助金の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

鈴木子ども青少年部長 第61号議案についてご説明申し上げます。前2議案と同様の改正の趣旨だが、本議案については、別表備考3の中で、第19条第1項第2号を、第19条第2号と改めるものである。

- 本間委員長 これをもって説明を終わる。
これより質疑に入る。質疑はないか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 本間委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。
これより討論に入る。意見・討論はないか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 本間委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。
これより第6 1号議案 社会福祉法人の保育所に対する補助金の交付に
関する条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。
本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。
(挙手全員)
- 本間委員長 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。
日程第4、第6 2号議案 多摩市保育の実施に関する条例の一部を改正
する条例の制定についてを議題とする。
これより市側の説明を求める。
- 鈴木子ども青少年部長 第6 2号議案についてご説明申し上げます。前3つの第5 9号から
第6 1号議案までと同様の趣旨での改正だが、本条例改正については、第
1条中、第1 9条第1項第2号を、第1 9条第2号に改めるものである。
- 本間委員長 これをもって説明を終わる。
これより質疑に入る。質疑はないか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 本間委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。
これより討論に入る。意見・討論はないか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 本間委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。
これより第6 2号議案 多摩市保育の実施に関する条例の一部を改正す
る条例の制定についてを挙手により採決する。
本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。
(挙手全員)
- 本間委員長 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。

日程第5、特定事件継続調査の申し出についてを議題とする。

本件は別紙のとおり申し出ることにした。

これにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

本間委員長 ご異議なしと認める。では、このようにさせていただきます。

この際、暫時休憩する。

午前10時10分 休憩

(協 議 会)

本間委員長 ここで協議会に切り替える。

それでは、1 「THE ROAD RACE TOKYO」について、市側の説明を求める。

古谷くらしと文化部長 協議会1 「THE ROAD RACE TOKYO」についてご報告をさせていただきます。詳細はスポーツ振興課長、私市より説明する。

私市スポーツ振興課長 それでは、協議会資料1 「THE ROAD RACE TOKYO TAMA 2023」について、報告をさせていただきます。

令和5年12月、多摩地域における自転車ロードレース、THE ROAD RACE TOKYO TAMA 2023が開催される。東京で開催される本格的なロードレースを表現した名称で、今後、国内外に発信し、大会の認知度向上やブランド化を図っていく。

多摩市としては、コース自治体となったことから協力を行う。主催は、GRAND CYCLE TOKYO実行委員会で、事務局を東京都が務めている。ロゴデザインとしては、表示のとおりとなっている。

1番の概要についてだが、日程は、令和5年12月3日日曜日である。特徴としては、日本では希少な市街地におけるワンウェイレース、スタートとフィニッシュが別のレースということになる。東京2020大会の都内コースを中心に、1964年大会のコースも活用したコースになっている。コースマップとしては、多摩市は、東京2020大会のコースを逆走するコースとなっていて、スタートが、八王子市の富士森公園をスタートして、八王子市から多摩市を逆走、2020大会のコースを逆走して、武蔵野の森公園

がフィニッシュとなっている。

次のページをご覧ください。交通規制については、大規模な交通規制が実施されるので、東京都が交通規制確定以降、地域住民説明会や事業者説明会を開催予定であって、順次対象地域に横断幕や規制予告看板の設置等で周知を図る。

その他12月2日土曜日には、味の素スタジアム構内外周路特設コースにおいて、都民が参加ができる周回型レースを実施する。

市の協力としては、大会の周知、地域住民説明会や事業者説明会への協力、東京都が実施する交通規制広報紙はコース全体の規制情報となるので、市内の交通規制情報については、広報等で周知する。

東京2020大会と同様に、沿道ボランティアが配置される予定である。市民がスポーツを「ささえる」機会の創出のため、今年度から開始している多摩市スポーツボランティアを中心に沿道ボランティアを派遣し、安全に大会をサポートしていきたいと思う。

本間委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

大くま委員 まず周知のほうなのだが、あと半年ということなのだが、いつぐらいからその周知が始まるのかというのが1点と、以前に私、上の橋なんかも、その時間帯は通行できないということなんかもあったが、その辺も、同じような形でやるのかということところ2点確認したい。

私市スポーツ振興課長 いつからという周知なのだが、交通規制については夏、もうすぐなのだが、交通規制のリリースがされる。その交通規制の確定以降、周知、地域住民説明会、事業者説明会、横断幕と規制予告看板というような流れ。広報周知はもう少し夏以降になるが、このような順番で周知を行っていく。

橋の通行については、現在、まだちょっと調整中であって、確定したら、またご連絡させていただく。

岩崎委員 これは東京都の事業ということで聞いているが、市として何かお金をかけてやるということはあるのか。

私市スポーツ振興課長 今年度については、多摩市独自の自転車に関する事業というのはないが、スポーツボランティアは今年度から始まっているので、そちらを活用して、大きなイベントを安全に開催して、スポーツを支える機会の創出

とか、町なかにかようなスポーツがあるということを見ること、応援することによって、市内のスポーツに対する興味とか関心も高まっていくと思うので、こういった取り組みを通じて、市内のスポーツの機運というか、そういうものを盛り上げていきたい。

岩崎委員 市ではスポーツボランティアさん、いろいろ手伝ってもらおうということだが、何人ぐらいを予定しているか。

私市スポーツ振興課長 沿道のボランティアの数としては想定では今300名弱が必要と言われている。これから、時期が近くなったら広報等で募集をかけさせていただくが、現在4月1日から、スポーツボランティアさんの登録をさせていただいて、その数は大体现時点で70名強という方たちが登録させていただいている。

岩崎委員 多分、市民の方もいろいろお手伝いしたいという気持ちを持っていらっしゃる方は多いと思っている。ただ、寒い時期にもなるし、いろいろ事情もあるかもわからないが、いい形で広報していただいて、イベントにつながっていけばいいかと思うが、一応、都の事業ということなので、なるべく東京都にいろいろなことをやっていただけるように、東京都には言っていってほしいなと思う。

あらたに委員 概要がまだ発表になってないが、これの中継というか、こういったものはどういう予定になっているか。

私市スポーツ振興課長 中継については、特に、今のところは予定されていない。今後、どこでそういうのがあるのかどうかはあれだが、特に市内とかでは予定はされていない。

あらたに委員 私が聞きたかったのは、この実行委員会の人たちが、インターネットでこのライブ中継をしているとか、そういったことがあるのかなのかだけちょっと聞きたかった。

私市スポーツ振興課長 ライブ中継はたしかあると伺っているが、何かコミュニティライブサイトとかパブリックビューイングというのは、ちょっと想定してない。

本間委員長 ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

本間委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

それでは、2番、認可保育所等の令和5年4月入所の待機児童状況について、市側の説明を求める。

廣瀬子育て支援課長 資料の右側、合計欄のところをご覧くださいと思う。令和5年4月の入所に当たっては、申請者が564人、新規の入所者が464人、差引き、待機の方が100人となった。その後、その待機の方、認可保育所以外の認証保育所、定期利用保育または企業主導型、それから、幼稚園など、その他の保育をご利用になって、最終的には、真ん中に数字がある6人の方が待機となった。待機については、全て1歳児のお子さんとなっている。

また、その下、空き状況、地域・年齢的なミスマッチというところをご覧くださいと138人、家庭的保育施設の空き状況も含めると140名分の空きが保育所に生じているということになる。

その次のページをご覧くださいと、地図でその待機の状況を示している。左上には先ほど申し上げたことと同じ100人の待機の方があって、その後、その方たちが幼稚園、ほかの保育所、認証保育所などに入って最終的に6人の待機者、また空き定員が140人ということが左上の囲みにある。地図のほうに目を移していただくと、その6名の方全て聖蹟桜ヶ丘エリアのほうに待機の方が6人ある。

また、空き状況に目を移していただくと、聖蹟桜ヶ丘エリアでは1名、和田エリアでは27名、それから、永山エリアでは33名、こちらの多摩センターエリアでは79名という地域でのばらつきが出ているところではある。今年度中に、聖蹟桜ヶ丘エリアでも0歳から2歳児の保育所を1つ整備する予定があるので、今後に向けてはさらに待機の解消が進むものと捉えているし、また、先週の補正予算でもお認めいただいた、緊急1歳児の受入れというようなことも実施しているので、引き続き待機の解消に取り組んでまいりたいと思っている。

また、この4月以降順次、年度末に向けて、新たに出生するお子さん、それから、転入してきているお子さんなども保育所に入所してきているので、空き状況は、これ以降さらに減ってきているという状況である。

説明は以上である。

本間委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

大くま委員 聖蹟桜ヶ丘のエリアに、0歳から2歳までの保育所を今後オープン予定ということだが、今調整中だと思うが、小規模になるのかどうかということ
をまず確認したい。

廣瀬子育て支援課長 小規模の認証保育所を1つ予定している。

大くま委員 それで定員何名ぐらいか。

廣瀬子育て支援課長 まだ、調整しているところだが、想定で40名程度である。

本間委員長 ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

本間委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

それでは、3番、緊急一時預かり事業等における多子世帯負担軽減について、市側の説明を求める。

廣瀬子育て支援課長 資料のほうを1つ添えさせていただいている。カラーの緑色のものである。先週の補正予算でも、10月からの保育所等利用多子世帯の負担軽減事業ということで、東京都の負担軽減が第2子に拡大されるというところで、システム改修に係る経費をお認めいただいたところである。

現在、3歳から5歳についてはもう既に無償化、それから、第3子以降についても無償化されているところで、第2子については、第3子の半分の負担での軽減がされているところである。これについて、東京都の取り組みとして、第2子について、第3子と同じ水準での負担軽減がなされるということで、市としても準備を進めているところである。

詳細については、まだ東京都のほうから順次示されているところだが、10月の実施に向けて、9月で具体的な補正予算を組ませていただきたいと考えている。資料の上のほうが現行のものである。

今回、普通の保育料のほかに一時預かりについても、第2子以降の負担軽減がなされるということになった。現行では、こういった区分で、時間に応じて1歳から2歳までのご利用に負担をいただいているところだが、真ん中に書いている東京都の補助によって、第2子以降の利用料が今回10月から無償化される。補助率は東京都10分の10となっている。

こちらわかりにくくなってしまうのが定期利用保育、10月以降は第2子以降の1歳から2歳のお子さんについて、利用料が全て無償化さ

れるということである。

本間委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

岩崎委員 今まで支払いしていた人たちがいるけれども、今度は無償化になるということだと思うが、この事業はとりあえず東京都としては継続するということになるのか。

廣瀬子育て支援課長 令和6年度以降について、具体的なものは示されていないが、継続していくものと捉えている。

岩崎委員 保護者の方に見ればお子さんのこれからというのがあると思うので、やはり一旦こういう状況が始まれば、続いてほしいと思っていらっしゃると思うが、そうすると、自分のお子さんがこれから選ぶ場所に対しても、こういうところならと思うので、その周知はどんな感じにするのか。

廣瀬子育て支援課長 今、ご利用の方に無償化ということでの案内をしていくが、園を通じて、また市のほうからも、周知をそれぞれの個別に行っていきたいと考えている。

岩崎委員 申請しなくてもある程度、制度はこういうふうになっていくという考えなのか、制度としては申請しておかないと保護者の負担がそのまま継続するのかはどうか。

廣瀬子育て支援課長 基本的には申請をしていただいてというものだが、償還払い、また、代理受領といった方法で、漏れなく利用者の方に負担軽減がなされるようにしていく。

本間委員長 ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

本間委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

4番、私立幼稚園等園児保護者補助金の取り扱い変更について、市側の説明を求める。

廣瀬子育て支援課長 資料がなくて大変恐縮なのだが、このたび令和5年の10月から、幼稚園の預かり保育、満3歳児の方の預かり保育に対しても、一定の補助が拡大されるということが予定されている。詳細については、まだ十分に見えてないところがあるので、9月の補正予算の段階でお示しできればと考えているところだが、これまで負担軽減のなかった満3歳児の幼稚園での預

かり保育が負担軽減の対象になるということでの説明である。

こちらについても東京都の制度で、東京都の10分の10の補助を利用して、拡大を図っていく。

本間委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

あらたに委員 今の件、先ほどの件もそうだが、申請をするというのがあるが、今、多摩市ではオンライン申請とかも始めているが、この申請についてはオンラインでの申請ができるのかどうか。

廣瀬子育て支援課長 現状ですぐにということでは検討していないが、先々そういったことができるかどうか検討していきたいと思う。

本間委員長 ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

本間委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

5番、018サポートについて、市側の説明を求める。

廣瀬子育て支援課長 協議会5ということで資料を添えさせていただいた。東京都から対象者へ送付する案内文がもう少しわかりやすいものが届く予定でいたが、資料が間に合わなかったので、チラシのほうを添えさせていただいた。

本事業だが、こちらについても東京都の事業で、都内に在住する18歳以下のお子さんに対して、1人当たり月額5,000円、年額6万円を継続支給をすることで、学びなど子どもの育ちを切れ目なくサポートし、子育てのしやすい東京を実現するといった目的の事業である。

東京都においては、令和5年の7月時点の住民基本台帳から対象者リストを作成して、対象の方には、個別での案内を送付するということになっている。支給に当たっては、令和6年の1月頃に毎月毎月ではなく1年分をまとめて支給をするということになっている。令和5年の7月1日以降に出生する方、または都内に転入する方について、市のほうで案内をしていくというものが、こちらの添えさせていただいたチラシである。

東京都の依頼によって、市の窓口、市民課を中心に子育て支援課、子ども家庭支援センター、TAMA女性センター、福祉事務所といったところで、ポスターとともに案内をしていく予定になっている。現在、東京都のほうでシステムの開発中と伺っている。9月以降、それぞれのご家庭に案内が届い

で申請を受けて、1月に支給がされると、そういうスキーム、スケジュールになっている。

説明は以上である。

本間委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

本間委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

6番、ヤングケアラー講演会の動画配信について、市側の説明を求める。

田島子ども家庭支援センター長 それでは、協議会6の資料をご覧いただきたい。ヤングケアラー講演会の動画配信について、令和5年3月14日に開催した「ヤングケアラー講演会～ヤングケアラー経験者の話を聞いてみませんか～」について、当日の講演会を動画に収め、動画配信サイトのユーチューブで限定公開をしているので、ご案内をさせていただく。

2の講師に関しては、一般社団法人ケアラーワークスの理事の方、田中先生になっている。基本的なヤングケアラーとはどういうものかという説明をしていただく内容となっている。また、当事者、ヤングケアラー経験者が登壇をしていただいて、小さい頃から現在に至るまでの経験をお話しいただいている内容となる。1時間半の長時間のものなので、動画内容の部分に関しては、それぞれ時間が何分ぐらいのところ、どのような内容になっているか。こちらの資料にお示ししているのでご参照いただきたい。

動画公開期限は6月30日5時までとなっているが、現在調整をしていて、一、二週間少し延ばして見ていただけるようにしているので、7月になっても見れるかと思うので、ご覧いただけたらと思う。

注意事項に関してである。登壇者の個人情報を含むので、限定公開とさせていただいている。スクリーンショットやダウンロード、あと、第三者へのURLの共有などをご遠慮いただけたらと思う。また、視聴することで知り得た個人情報をインターネット等で広く公開することも、登壇者からご遠慮いただきたいとお話しいただいているので、よろしく願います。

また、関係者へ共有が必要な場合は、子ども家庭支援センターのほうにご連絡をいただきたいので、どうぞよろしく願います。

本間委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

岩崎委員 ちょっと見させていただいてすごいよかったが、今ある程度限られたところの方に見ていただく方法をある程度取っているが、学校の先生とか学童クラブ関係者とか、ある程度関係がというところにこれは伝わっているのかお聞きする。

田島子ども家庭支援センター長 これから学童クラブの関係者、それから、子ども食堂、それから、学校の皆様にも見ていただけるように、現在、準備をしているところである。

岩崎委員 ぜひ30日だともうすぐになってしまうので、少し延びるということも併せてお伝えしていただきたいと思うが、大丈夫か。

田島子ども家庭支援センター長 延長に関しては、現在登壇者の方と調整をしているところだが、延長の部分に関してもご案内できるようにさせていただく。

本間委員長 ほかには質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

本間委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

7番、令和4年度多摩市子ども家庭支援センターの相談状況について、市側の説明を求める。

田島子ども家庭支援センター長 協議会7の資料をご覧いただきたい。令和4年度の子ども家庭支援センターの相談状況について報告をさせていただく。

1の相談者実数に関しては虐待のみではなく、その他の相談も含めた数となっていて、全体で79名の、昨年度よりも増加が見られたところである。

2番の方法別の相談延べ回数をご覧いただければと思う。

次のページをご覧いただきたい。こちらは、相談種別ごとの実績となっていて、赤い折れ線グラフに関しては虐待等の相談という形になって、今までずっと右肩上がりであったところだったが、今年度、若干件数が下がったところとなっている。

下の表を見ていただくと4番の児童虐待相談対応件数を見ていただくと少しわかりやすいかと思うが、青の折れ線グラフは全体である。新規または継続を入れた全体の数となっていて、赤の破線は新規ケースとなっている。こちらの新規が、昨年度よりも60件減少したというふうな形となってい

る。これに関しては、現在もう少し様子を見ながら調査、分析をしていかななくてはいけないかと思っているので、引き続き注視していきたいと考えている。

5番に関しては、新規虐待相談経路ということでお示しをさせていただいている。児童相談所からの子ども家庭支援センターへの通告が多くなっているようなところだが、これは警察から児童相談所に面前DVなどによって通告が入ったものが、市のほうに指導するよということであるものがふえているとご理解いただけたらと思う。また、今年度、特徴としては、医療機関からの通告が多く入っている。この医療機関からの通告に関しては、命に関わる可能性があるような大きな事故のものが多く今回は入っていたので、こういったあたりの事故防止も含めて今後必要かと考えている。

本間委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

岩崎委員 3番の相談種別の実績という折れ線グラフだが、緑色の（その他の）養護相談というのは、その他というのはどんな内容になるのか。

田島子ども家庭支援センター長 これは虐待以外の子育てに関してしんどさがあるとか、どういうふうに対応していいかわからないなどというような相談に関してをこちらの件数として挙げている。

岩崎委員 つまり完全にはないのか、未然に防ぐ1つの手だてになっているのかというところはあるのか。

田島子ども家庭支援センター長 ここの相談を丁寧にやることで未然に虐待等の不適切な育児につながることを防ぐものと考えていて、丁寧に対応していかなくてはいけない部分かと考えている。

岩崎委員 その意味ではその丁寧さが出ているのか、ちょっと数字が上がっているもので、やはり困っている状況というのが多分丸ごと困っているという方が多いと思うので、そこのところはよろしく願います。

あらたに委員 今回の資料、こちら、対象者は0歳から18歳までの子どもということなのだが、このお子さんの年齢が、どの世代が例えば虐待については多かったのかとか、相談については多かったのかというのがわからないが、そこら辺の資料があれば教えていただけるか。

田島子ども家庭支援センター長 年齢に関してだが、虐待に関しての受理した件数になる

が、小学生が一番多く136件となっている。その次に、続いて多いのは3歳から学齢前の児童ということで86件、またその次に多いのが、中学生54件というような形となっている。

本間委員長 ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

本間委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

8番、学童クラブの令和5年4月入所の待機児童状況について、市側の説明を求める。

石山児童青少年課長 協議会資料の8番のほうをご覧いただきたい。令和5年4月1日時点で、学童クラブの待機児童状況だが、施設の総定員は1,921人と、昨年同期と全く同じである。

令和5年度の当初申請数は、令和4年度の同時期よりも88件ふえて1,959件だった。入所申請の結果、こちらの表にあるとおり、1,776名の児童の方が学童クラブに通い、123名の児童が待機児となった。123名のうち、徒歩25分圏内にほかに通える学童のある児童を除いた、これは東京都の基準に沿った待機児というのはこの表の右側にある99名という形になる。大きく10人を超えての待機がいる学童クラブは、東寺方小学童クラブ、また、多摩第三小学校の子どもが通う愛宕南学童クラブ、それから、南鶴牧小学校の学童クラブの3か所になる。なお、6月1日時点では、東京都の基準で94名待機ということで若干減っている。

本間委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

松田委員 南鶴牧小学校のところは、ここは学童ができて、第二ができて2年ぐらいか。これをやってなかったら、結構大変なことになってたなと思うが、この愛宕南学童クラブがある。これは愛和小学校の学童のほうと実は密接に絡んでいると思う。というのは、愛和小学校の子ども1、2年生がどうしても優先となってくると、この愛宕南学童クラブに流れてきて、多摩第三小学校の例えば3年生が行けないという例が結構聞くが、今、状況として個人情報絡まない程度でわかれば教えていただければ。

石山児童青少年課長 おっしゃる内容についてだが、愛和小学校の子どもで、多摩第三小学校の子どもが多く通う愛宕南学童クラブに通っている子が1名、逆に、多

摩第三小学校に通う子が、愛宕南ではなく愛和小の学童クラブに通う子も同じく1名という状況なので、愛和小学校の学童クラブは愛和小の子どもを受け入れても大丈夫という状態で考えている。

岩崎委員

今、松田委員がおっしゃったように、南鶴牧とかそちらのほうが学童の待機児がいらっしゃるなどというのはあるが、本人というか、子どもたち自身がもう知っているらしく、その学童に行っている本人が、なので、親子の会話の中で、もしあれだったらランドセル来館とかそういう話もしているそうである。そういうのを聞くと、やはりこういうことがあるとこういうことがあるとか、学童に入らないということはこういうことなのだということを子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例もできているので、ぜひ保護者にもそうであるが、もうある程度2年生、3年生になってくる子どもたちにも適切に伝えて判断をしていただくとなっていくのは必要なかなと思うが、その辺のところをどうお考えか。

石山児童青少年課長 今、児童のお子さんに説明をという話だったが、我々のほうで今現在対応しているのはやはり保護者の方に対する、学童クラブの待機児、待機なんかは保護者の方には地域の児童館で、直接、児童館に通うことができるランドセル来館の説明会という形で保護者の方にはさせていただいているというところまでになる。どの程度の頻度で利用したいかということで希望を聞いて、昨年度はほぼなかったが、今回、毎日通いたいという保護者の方も10名以上出たため、児童館で受入れ体制を強化してやっているというのが今年度の状況である。

児童までというところまでは広がってないので、その部分については、どういったことができるか考えていきたいと思う。

岩崎委員

児童といっても1年生とか、幼児は少し難しいと思うが、やはり3年生ぐらいになると行きたくないとか、行かなくても大丈夫だよとか、行くならこうしたいとかあると思うので、その知識だけ、判断するときは別としても知識としてこういうことはこうなることがあって、今はいっぱいだとか、そのようなことが少しずつ周知されていくというのはぜひお願いしたいと思う。

本間委員長

ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

本間委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

9番、令和4年度放課後子ども教室事業の実績について、市側の説明を求めらる。

石山児童青少年課長 令和4年度の放課後子ども教室の事業実績についてご説明をしたい。協議会資料の9番のほうをご覧いただきたい。

令和4年度は、コロナ感染症が徐々に落ち着いて、活動再開する学校や実施頻度を令和元年度に戻していくというような動きがあった中で、令和3年度12校だったところが14校という形で、また、実施回数もふえて、延べ275日、1万616人の児童が参加するということになった。

一方で感染症が拡大した期間、実施を休止していた理由で、ボランティアの参加者の中には高齢者の方も多くいらっしやって、自身が感染した場合のリスクも考えて、参加できなかったという方も多くいらっしやる。なかなかコロナ禍前に戻していくという事情については、体力的にも厳しいという声が多く、今聞こえている状態になる。

今後は、国の新・放課後子ども総合プランの考えに沿って、学童クラブと放課後子ども教室の一体的な実施によって、児童の安全・安心な居場所を確保していきたいと考えている。10月より、連光寺小学校、それから貝取小学校にて試行実施を予定している。

本間委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

本間委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

追加の1番、児童館50周年事業について市側の説明を求めらる。

石山児童青少年課長 こちらも追加資料、チラシになる。児童館の50周年事業になる。昭和48年に一ノ宮児童館が開館して、多摩市に初めて児童館ができて以降、50年の節目を迎える。今まで児童館を利用し、支えてくれた地域の方々へ感謝と、新たに児童館を利用する方へのアピールということを考えて、周年事業を考えている。

児童館のこちらのチラシは50周年記念展示ということで、聖蹟桜ヶ丘のショッピングセンター7階連絡ブリッジ、こちらのほうでもう既に始ま

っている。6月17日の土曜日から30日の金曜日まで展示をしている。

また、今後の予定としては、多摩市役所1階ロビー、こちらが7月4日から7月28日金曜日まで、その次にグリナード永山のつばさ広場と言って、ちょうど2階のマクドナルドがあるエスカレーターの奥側の広場、あそこが11月23日から12月10日日曜日までを予定している。多摩センターも日程は未定なのだが、こちらも商業施設内での展示を考えている。このほか、市内の公園で「永どん」とコラボした子どものための祭りを11月23日祝日にやりたいと考えている。

説明については、以上になる。

本間委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

本間委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

追加2、20歳の祝賀祭について市側の説明を求める。

石山児童青少年課長 こちらも来年の話なのだが、口頭で資料はない。ご説明をさせていただく。来年1月8日の祝日に、また20歳の祝賀祭という形で、時間は1時半からの開場、2時からの開演という形で、終了時間はまだ今後詰めていくので未定だが、会場はパルテノン多摩の大ホールを今確保してあって、そちらでやっていくということを考えている。

対象者は約1,500人、平成15年の4月2日以降に生まれて平成16年4月1日までに誕生された方、住民基本台帳に登録されている市民の方を基本にご招待ということで考えている。内容は式典とイベントになる。今年以来賓の方、議長、副議長、子ども教育常任委員会の委員長、それから教育委員と恩師の方をお迎えした。事業の内容と来賓は20歳の市民から成る実行委員会で今後協議し、企画していくので、今後ということになるが、お知らせまでになる。

本間委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

本間委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

それでは、10番、多摩第三小学校建替事業の進捗状況について、市側の説明を求める。

城所教育振興課長 それでは、多摩第三小学校建替事業の進捗について、ご報告させていただきます。協議会資料は10番である。

まず、地域懇談会をやっている。今回4回目となった。この多摩第三小学校の建替え事業は、主に地域の方々や児童の方々に意見を聞きながらやっているといったところである。

この周知の方法であるが、もちろん児童・生徒、保護者にお手紙を出したりであるとか、また、学校運営協議会委員の方々にお知らせするだとか、近くに乞田・貝取ふれあい館があるので、そちらの方々にもお知らせする。また、変わったところではLINEを使って、多くの方々に呼びかけをして実施するものである。

(3)の具体的内容に入る。今回4回目であるので、4回目の報告をさせていただきます。実施日時は5月13日の13時から14時半であった。場所であるが、多摩第三小学校の図書館でやらせていただいた。参加者としては、会場に20名お越しいただき、また、オンラインでも2名いたので、合計で22名であった。

市側の説明としては、今回の多摩第三小学校の建替えの基本構想の内容であるとか、また、児童や教職員の方々から取ったアンケートの結果、また、我々教育委員の意見や庁議である経営会議からの意見をご報告させていただいた。あと、敷地の現状等についても今回ご報告させていただいている。

これらの説明に対し、その後、質疑応答を行ったが、この質疑応答の内容では、これからの実際の建物に対する要望であるとか、はたまた防災拠点として学校が担う役割があるので、それに関する要望、また、人口推計を見据えた学校の規模感などについてもご要望やご意見をいただいた。また、今回の報告会において、北側敷地の拡張について初めて触れることになったので、今後のスケジュールに関する質問が複数上がったところである。なお、市としてスケジュールに関して、まだお示しできるものは何もないといった状況であるので、市民の皆様にはお示しできる段階になったら、また、改めて、地域の皆さんにご説明させていただくというようなことを申して、当日に説明会が終わった次第である。

これにて地域説明会が4回あったので、基本構想が終了といった形で、ま

た、今後建替え事業に向けて進めていきたいと思っているところである。

本間委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

あらたに委員 これからいろいろ建物、Z E Bの取り組みとかそういったことあると思うが、建替えという意味で、この間、質問の中でもチャンスとしては多摩第三小学校、かなり高い位置付けとしてはあるのかなと思っているが、そこら辺のZ E Bの取り組みと、あと今プールの事業を民間で行っているが、この建て替えたときにプールを設置するのもしないのか、そこら辺のお考えを。

城所教育振興課長 環境配慮については、経営会議でも指摘事項として入っていて、今、環境政策課とその辺はどの辺をZ E Bにするかというのはこれから検討してまいるが、そういった方向を目指すという方向感是我々持ったところである。また、プールについてはこれから基本計画とかそういった段階で、もう少し具体化する中でどこにつけるかつかないか、つける場合はどこにするか検討していくが、今の段階ではまだ白紙といった感じである。

岩崎委員 このアンケートの中にトイレのところが突出して状況がよくないとなっているが、その辺のところで改修前にできることはあるのか。

城所教育振興課長 多摩第三小学校のトイレは、正直長年の課題というところは認識している。今スケジュールがちょっとお示しできない中で、トイレをどのように直していくかというのは、改めてこの建替えとはまた別のステージで検討しなければいけないなというのがこの間の5月の感想である。今後また市側の中で協議し、適切な対処方法というか、このままではいけないという認識を持っているので、どうにか子どもたちがトイレに行けるような形で直していければと思ったところである。

本間委員長 ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

本間委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に、11番、多摩中央公園改修整備の見直しにおける教育施設への影響について、市側の説明を求める。

齊藤社会教育・文化財担当課長 それでは、協議会資料の11をご覧ください。多摩中央公園改修整備の見直しにおける教育施設への影響ということで、ご存じのとおり、多摩中央公園の改修整備・運営事業、P a r k - P F I制度によ

って実施ということで、先日の補正予算でもお認めいただいたとおり、計画変更ということで、まず、1つ目として、当初計画からの主な変更点を記載させていただいている。

改修工事の期間である。令和5年3月9日から令和6年の12月31日を予定していたものが、変更後については、令和5年6月20日から令和7年の3月31日に変更である。また、指定管理期間についても、令和7年1月1日から令和25年3月31日を予定していたものが、工事終了後ということで、令和7年4月1日からである。指定期間の終了期間については変更なしで、令和25年の3月31日というところでの変更が予定されている。

こちらのほうに米書きで書かせていただいているが、改めて指定管理期間変更については、議会にお諮りするという内容である。この変更に伴って教育施設として、公園内にある旧富澤家である。

資料のほうを下に移っていただければと思うが、最初は完成図という形になっていて、それぞれのエリアがいつ供用開始されるかというところをお示ししたものである。その次からが令和5年6月、今月から、ずっと最後のところが、令和7年の3月までの工事エリアと、供用開始しているエリアを色ごとにお分けしてお示ししているものである。

ご覧いただいた3ページ目、第2期工事計画、こちらを見ていただくと、上のほうに青の両矢印点線の、これが3本重なっているところがある。この重なったちょうど下のところに旧富澤家がある。ご覧いただいてわかるとおり、第1期工事計画期間については、令和5年7月末日ということで、7月1日に中央図書館が開館したということで、旧富澤家でもその開館記念イベントということで、周りの関連施設と一緒に1か月間、市民の方々をお招きする予定である。8月から第2期工事計画の期間に入ってくる。ご覧のとおり、右側、西側が真っ赤になって、工事閉鎖範囲に入ってくるというところで、かなり影響を受けると。最後の第6期、令和7年1月から令和7年3月のところまで、全てこの閉鎖範囲に入ってくる。入り口のところだけ、門というか、そこまでは何とか入ってきていただけるが、そこから先というところで、現在、工事の変更に伴って教育部のほうでも工事業者の検討

を重ねているが、今後、市民の方の安全、利用者の安全を第一にと考えていて、協議中ではあるが、この時点に関しては閉鎖をしていく方向で今検討を進めているところである。また、最終結論なり結果が出たら、議会の皆様にも、ご報告させていただきたいと思っている。

もう一つ中央図書館である。今申し上げたとおり7月1日のオープンまでにパルテノン多摩大通りから中央公園大通り、図書館にアクセスするルートについては確保して、オープンするという予定で今進めておるといところである。

本間委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

本間委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

それでは、12番、令和6年度使用多摩市立小学校教科用図書の採択について。

山本教育部参事 では、私から資料、協議会の12をもとにご説明をする。

小学校の教科用図書採択は4年に一度行うものである。教科用図書は、教科の主たる教材として、学校での子どもたちの学びにおいて重要な役割を果たしている。こうしたことに鑑み、教育委員会の判断と責任により綿密な調査研究に基づき、適切に採択が行われる必要がある。

令和5年度においては、令和6年度から4年間使用する教科用図書を全ての教科、こちらは国語、社会、算数、理科、生活科、音楽、図画工作、家庭科、体育、外国語(英語)、道徳、以上の11教科で採択をする。

調査研究に当たっては、資料の1から2ページにある採択要綱、こちらに基づき、次の資料3ページにあるように、小学校長や学識経験者、保護者で構成する小学校教科用図書選定協議会を設置し、教科用図書調査委員会による調査をもとに、文部科学省検定教科書について協議し、意見を付して、8月上旬までに多摩市教育委員会に答申をいただくこととしている。

また、資料7ページにあるように、小学校の教科書採択に当たって、見本本の展示のほうを多摩市立図書館のほうで行っているところである。こういった市民の方からの意見、学校からの意見に加え、今年度においては昨年4月に施行された多摩市子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進す

る条例、こちらの理念に基づき、児童の意見も採択の過程に反映させるものとした。

そのため、小学校第5学年及び第6学年の児童を対象に実施するアンケートの内容が資料の8ページ目、こちらになる。今私から申し上げたのは小学校の教科書採択についてだが、特別支援学級の使用の教科用図書については、毎年採択を行っているところである。こちらについても、先ほどの小学校と同様に協議会また調査委員会を設置をし、調査に基づき採択をしていくものとなる。また、小学校と同様に、特別支援学級の教科書についても子どもたちの意見を反映をさせるということで、子どもたちに小学校と同様にアンケート調査を行うこととしている。

本間委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

岩崎委員 今、子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例に基づいて、子どもたちのアンケートを取られたとなつてアンケートも載っているが、子どもたちは自分の教科書以外にいろいろな教科書があるということは知っていらっしゃると思うが、それを目にして、このアンケートが書かれているのかお聞きする。

山本教育部参事 今、ご質問のあった子どもたちのアンケートに関することだが、子どもたちについては、これらの採択をされる文部科学省の検定の教科書については、見ることはしていない。現在使用している教科書をもとにしながら、子どもたちのほうからどういった教科書が使いやすいか、また、どういった教科書が学習しやすいか、そういった視点からアンケートを取って、その意見を教科用図書採択に反映させるものである。

岩崎委員 今、新たな試みをやっていたということでは大変評価できるが、やはり子どもたちも一定の力があると思うので、いろんな教科書があるのだなということもこれからは目にすることをしていきながら、意見を言えるような形も考えていただくというのはありがたいと思うが、このところも併せて、今度は中学生もあると思うが、そういうときにはぜひ中学生自身はもう大分大きいので、そういう意味ではこの一歩をもとにしながらやっていただきたいと思うが、その辺のご見解をお聞きする。

山本教育部参事 教科書採択については、先ほどご説明をさせていただいたように、教育

委員会が責任を持って行うこととなる。なので、今ご意見のあった子どもの意見を取り入れるというのは、今年度から始めた、今回から始めた新しい取り組みではある。そういった中で子どもたちがそれぞれこれから文部科学省の検定教科書、こちらのほうをどれがいいということを子どもたち自身が判断するというのではなくて、子どもたちが今使っている教科書、そこへの要望だとか、それから使いやすさ、そういったものについて意見をもらいながら、教育委員会として採択をしていくということがこの採択の適正さにもつながると考えている。今いただいたご意見については、我々のほうにおいても、子どもたちが知る機会を設けられるかどうかということについては、今後検討していきたいと考えている。

また、中学校の採択、来年度予定をされているが、そのときにも、中学生にも同様に、今回小学校で行うアンケート調査、こういったものの課題ももちろん出てくると思うが、そういったものも改善をしながら、今後子どもたちの意見を反映させていきたいと考えている。

あらたに委員 この資料だけだと、デジタル教科書について全くわからないが、基本はデジタル教科書とセットになっているものなのか。

山本教育部参事 今回採択するものは紙の教科書になる。デジタル教科書はまた別に取り入れていくということになっていて、本市においては、現在、デジタル教科書について小学校の英語、それから中学校の英語で学習者用のデジタル教科書、また、教師用のデジタル教科書のほうを導入している。今後紙の教科書からデジタル教科書へと今後移行していくことがもちろん考えられるが、今後そこに向けては、この教科書採択のあり方もまた検討していかなければならないものがあると考えているところである。繰り返しになるが、今回のものについてはデジタルではなくて、紙の教科書の採択であるということになる。

なお、デジタルの部分というのが現在の教科書もそうであるが、これから採択する文部科学省の検定教科書のほうにも、2次元コードがついていて、様々なデジタルの教材のほうに子どもたちがアクセスできるものがふえていくところである。そういった内容も含めながら今後調査研究をして、採択に当たっていくということを予定をしている。

あらたに委員　やはり特に1年生の子どもたちが学校へ運ぶ教科書の重さというのはずっと課題で言われているので、一日も早くこのデジタル教科書の採用によって、子どもたちが適正な重量で通学できる環境をしっかりとつくっていただきたいと思う。

本間委員長　ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

本間委員長　質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次、13番、不登校対策の新たな取り組みについて、市側の説明を求める。

野原教育協働担当課長　不登校対策の新たな取り組みについてということで、資料13番をもとに、ご説明をさせていただく。

まず、1ページ目の実施の背景というところだが、この新しい取り組みというのは、東京都教育委員会がオンライン上で仮想空間を構築をして、自治体に提供するというのを検討している。この仮想空間、バーチャル・ラーニング・プラットフォームというものになる。

多摩市は、東京都教育委員会に参加自治体として承認を受けているので、従来の現実世界での支援に加えて、仮想空間上、VLP上の支援により不登校対策をより強化をしていくということになる。

この資料の図なのだが、仮想空間を一つつくるところで、新たな居場所というところ、選択肢をふやすというところを考えている。

そして、資料2ページ目、イメージが書いてあるが、アカウントを対象の不登校児童・生徒の方に発行して、児童・生徒さんはこのアバターでこの仮想空間に入ってきていただく、そして相談スペースとか交流スペースといったものがあるので、そこで入ってきていただいて相談ができたり、交流ができたりということが今予定をされている。令和5年度に関しては、都が日本語指導の部屋も開設ということで、今、市でも構築を考えている。

今後のスケジュールになる。令和5年度秋頃の事業スタートに向けて、東京都教育委員会とか庁内関係部署と調整を今しているところになるので、また、予算について9月議会にて計上予定というところである。

本間委員長　市側の説明は終わった。質疑はないか。

大くま委員　東京都が設置をして、自治体ごとに部屋を用意することは、東京

都のプラットフォームの中で、自治体ごとの要は教室があるようなイメージになっていくのかということと、ほかの自治体の子とはそこで触れ合わないようになっていくのかということと、あと、日本語の指導の部屋を開設予定ということなので、そちらはまた全都的に日本語の部屋が設定される、そういうイメージなのかということをお聞きしたい。

野原教育協働担当課長 実は、まだこの東京都教育委員会のプラットフォーム自体が構築中ということで、詳しいことはわからないが、イメージとして最初にお話があった教室は自治体ごとにあると。そこで、ほかの地区との触れ合いはおそらく基本的にはできないだろうとは想定がされている。

あとは日本語、これはわからないが、日本語の階があって、そこに入って指導を受けるというようなことは聞いている。

岩崎委員 まだ決まっていない部分もお聞きするかもしれないが、授業ではなくて、日本語指導や相談というのは、そういうのもやはり不登校の方に限る感じになるのかをお聞きする。

野原教育協働担当課長 今回対象に関して、この相談とか交流というイメージに書いてあるのは、不登校支援のプラットフォームということに聞いている。日本語はまた別に階層があって、やはり日本語を今受けている方が基本的には対象になる形になる。

本間委員長 ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

本間委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

小野澤教育部長 申しわけない、本日の案件にはないが、私のほうから口頭で1件お話をさせていただければと思う。今週の土曜日7月1日に、いよいよ多摩市立中央図書館がオープンということで、式典を予定をしているところである。今回議長、副議長、それから子ども教育常任委員会の皆様方には、式典のほうにもご参加をいただくということで、案内状をお送りさせていただいているところであるので、ぜひ当日、よろしく願います。

人数の限りがあって、本来であれば議会の皆様方全員にご参加としたいところもあるが、どうしてもこの人数の限りがあって、ほかの議員の皆様方にはご参加いただけないというところであるので、今後オープンしたらぜ

ひご覧いただければと思っている。どうぞよろしくお願いする。

本間委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

あらたに委員 当日、7月1日は一般の方はいつから入れるのか。

小野澤教育部長 一般の方は、午前11時から開館ということで入っていただくことになる。

本間委員長 次に14番、常任委員会の2年間のテーマについての件に入る。

議会運営委員会の方針としては、2年間のテーマと行政視察は議会の重要な活動であり、実施すべきということであったが、テーマ、手法、時期、所管事務調査に位置づけるかどうかなどは、各委員会の主体性に任せるということだった。したがって、まずはテーマをどうするか協議して、合意すれば今回テーマを確認をして、合意できなければいつ頃決めるか協議したいと思う。

次に、テーマが決まったら、所管事務調査に位置づけるかについて協議したいと思う。よろしいだろうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

本間委員長 それでは、協議会を休憩して意見交換を行いたい。

午前11時24分 休憩

午前11時49分 再開

本間委員長 では、協議会を再開する。

それでは、委員の皆様の意見を踏まえて、テーマについては子ども・若者支援について。目的について、不登校、インクルーシブ教育など、子ども・若者に対する課題を抱えている、子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例を持った多摩市なので、上記を踏まえ、子ども・若者支援の具現化に向けて調査・研究をするということによろしいだろうか。

なお、文言整理は、正副委員長に一任をいただきたい。よろしいだろうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

本間委員長 では、そのようにさせていただく。

次に、所管事務調査に位置づけるかどうかだが、9月の委員会で改めて協議するというところによろしいだろうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

本間委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

次に、15番、行政視察についての件に入る。今年度の子ども教育常任委員会の行政視察の実施について協議をしたい。まず、視察の実施の有無について確認し、実施する場合には日程、目的や内容、候補地などを協議したい。ここで協議会を休憩する。

午前 11時52分 休憩

午後 0時06分 再開

本間委員長 では、協議会を再開する。

それでは、委員の皆様の意見を踏まえ、視察の日程については、希望日として10月16日から20日まで、予備日として10月10日から11日までを予定したい。視察地が決定するまでの間、各委員のご予定を空けていただくようお願いする。

また、視察の候補地については岐阜、そして愛知県あたりの自治体ということで決めさせていただきたい。最終日に決められればと思うので、6月30日まで、各委員から提案を受け付けさせていただき。各委員から、候補地の提案がない場合は、正副委員長に一任させていただきということによるのだろうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

本間委員長 では、そのようにさせていただきます。

以上で協議会を終了する。

(協議会終了)

午後 0時07分 再開

本間委員長 休憩前に引き続き会議を開く。

委員会を再開する。

以上で本日の日程は全て終了した。

これをもって子ども教育常任委員会を閉会する。

午後 0時08分 閉会

多摩市議会委員会条例第28条第1項の

規定によりここに署名する。

子ども教育常任委員長

本 間 としえ